

低入札価格調査制度における低入札価格調査基準価格
及び数値的判断基準の設定について

この工事は、低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額により入札した場合、以下の基準が適用されます。

1. 入札書比較低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準の設定

入札書比較低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札者が提出した工事費内訳書の調査を実施し、数値的判断基準の1又は2の基準を満たさない場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者になれません。

入札書比較低入札価格調査基準価格

次のア、イ、ウ及びエの合計金額。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額の92%を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の92%とし、また、予定価格を100分の110で除した額の75%に満たない場合には、予定価格を100分の110で除した額の75%とする。

- ア 県の設計金額（直接工事費）の97%
- イ 県の設計金額（共通仮設費）の90%
- ウ 県の設計金額（現場管理費）の90%
- エ 県の設計金額（一般管理費）の68%

数値的判断基準

1	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の各費用が計上されていること。
2	当該入札者が計上した直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が、次のア、イ、ウ及びエの合計金額以上であること。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額の87%を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の87%とする。
	ア 県の設計金額（直接工事費）の97%
	イ 県の設計金額（共通仮設費）の90%
	ウ 県の設計金額（現場管理費）の90%
	エ 県の設計金額（一般管理費）の30%

なお、次に掲げる工事については、入札書比較低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準について、下記のとおりとします。「 」内の金額は、県の設計金額（工事費内訳書に記載している費目の金額）によるものとする。

(1) 鋼橋上部、横断歩道橋の工場製作のある工事

- ① 県の設計金額（直接工事費）は、「工場製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 県の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 県の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

(2) 土木機械設備の工場製作のある工事

- ① 県の設計金額（直接工事費）は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 県の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 県の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

(3) 電気通信設備、上下水道機械・電気設備工事

1) 一般工事

- ①県の設計金額（直接工事費）は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ②県の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③県の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器（据付）間接費」、「設計技術費」の合計額とする。
- ④県の設計金額（一般管理費）は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」が工事費内訳書に計上されていない場合、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は、機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

2) 鉄塔・反射板工事

- ①県の設計金額（直接工事費）は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
- ②県の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③県の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」が工事内訳書に計上されていない場合、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

(4) 建築物に係る工事（建築物に付帯する工事を含む。）

- ①県の設計金額（直接工事費）は、「直接工事費」から現場管理費相当額を減じた額とする。
- ②県の設計金額（現場管理費）は、「現場管理費」に現場管理費相当額を加えた額とする。

ただし、現場管理費相当額は、「直接工事費」に10分の1を乗じた額とする。

2. その他の調査項目

入札書比較低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われ、かつ、前項の基準を満たした場合には、以下の項目について、調査及び当該入札者から事情聴取を行うとともに、必要に応じ当該入札者から書面の提出を求めるものとします。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、落札者とはなりません。

書面については、通知日の翌日から3日以内（ただし、県の休日（※）を除く。）に提出してください。ただし、最終日の提出は午後5時までとします。提出のない場合は、当該入札について、落札者とはなりません。

- ① その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑤ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑥ 経営内容
- ⑦ 下請業者の概要
- ⑧ 技術者
- ⑨ その他必要な事項

(※)県の休日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

3. 工事費内訳書の作成にあたっての留意事項

入札者が提出した工事費内訳書を適正に判断するため、工事費内訳書は、設計図書で示した積算体系及び項目により作成してください。

工事費内訳書に記載する工事価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額）を算出した後の、千円以上の端数処理及び値引きは認めません。